

第 2 章 休日

つがる西北五広域連合の休日に関する条例

平成 1 1 年 4 月 1 日
条 例 第 1 号

(広域連合の休日)

第 1 条 次の各号に掲げる日は、広域連合の休日とし、広域連合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日

(3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、広域連合の休日に広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第 2 条 広域連合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間 (時をもって定める期間を除く。) をもって定めるものが広域連合の休日にあたる時は、広域連合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。